

糸島市 住宅耐震、省エネ改修補助

～糸島市木造戸建て住宅性能向上改修促進事業～
対象工事費の一部を補助します。



糸島市では、古くからある市内木造戸建住宅の耐震化及び脱炭素化を進めていくため、耐震改修、省エネ工事に係る経費の一部を補助する事業を実施しています。

※手続き前に工事の契約や着手をされた場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。

- 受 付** ・ 予算がなくなり次第締め切ります。
- 補助金の額** ・ 耐震改修工事費：40%、115万円を上限に補助
※独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度（リ・バース60）を利用する場合は、上限57万5千円
省エネ改修工事費：25%、25万円を限度に補助
除却工事費：23%、30万円を限度に補助
- 耐震診断** ・ 性能向上改修工事費の補助を受けるにあたり、建築士による耐震診断が必要です。
- 補助対象建築物** ・ 糸島市内にある木造戸建住宅
・ 耐震診断の結果、建物の上部構造評点が1.0未満のもの
・ 昭和56年5月31日以前に建築又は着工したもの
- 減税措置** ・ 耐震改修工事を行った方は、所得税の特別控除及び固定資産税の減額措置が受けられます。

さい。

糸島市木造戸建て住宅性能向上改修補助金 交付の要件等について

【1 補助対象者】

- (1) 耐震改修、省エネ工事又は除却工事を行う所有者等。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団関係者でないこと。

【2 補助対象住宅】

- (1) 市内に存在する木造戸建て住宅であること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築又は工事着工したものであること。
- (3) この規程に基づく補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
- (4) 耐震改修工事後に居住する予定の者がいること。（除却の場合を除く）
- (5) 建築基準法及び関係法令の規定に違反するものでないこと。



【3 補助対象工事】

- (1) 耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満である木造戸建て住宅について、上部構造評点が 1.0 以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計（工事監理を含む。）、省エネ改修工事。
- (2) 補助対象住宅の解体、撤去工事

【4 補助率及び額】

補助金の額は耐震改修工事費の40%(上限額 115万円)
省エネ改修工事費の25%(上限額 25万円)
除却工事費の23%(上限額30万円)

【5 事前協議】

申請者は、補助金申請する前に、圃場対象工事を予定している住宅の内容等について市と協議が必要です。

【6 その他】

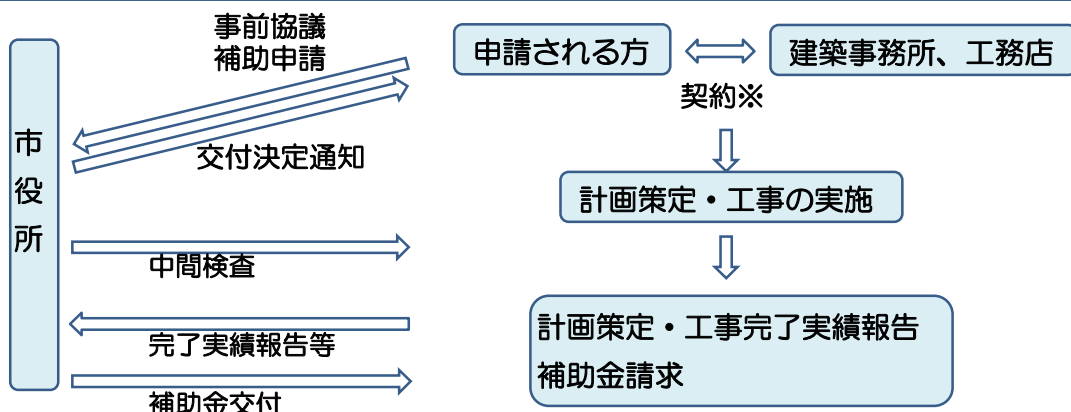
○耐震診断は、本市では行っておりません。福岡県建築住宅センターなどへご相談ください。

- ・一般財団法人福岡県建築住宅センター 電話：092-582-8061

○固定資産税の減額や所得税の控除については、関係機関にお問い合わせください。

- ・固定資産税減額：糸島市税務課 電話：092-332-2094
- ・所得税控除：西福岡税務署 電話：092-843-6211

●申請手続きの流れ（契約前に補助申請を行ってください）



※交付決定前に工事の契約や着手をされた場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。